

県立歴史館 東京大学史料編纂所と基本協定を締結しました （企画展開会式の実施）

当館では、企画展（アーカイブズ展）「史料を集め、伝え、そして編む—東京大学史料編纂所の過去と現在—」が7日（土）に開幕いたしました。これを機に、6日（金）に日本史の学術研究を牽引する東京大学史料編纂所と学術交流・協力に関する基本協定を締結いたしました。今後は史料の調査・研究・教育など各分野において連携していきます。ぜひ御取材ください。

記

【東京大学史料編纂所との協定締結式】（別紙1 当日資料）

- 1 日時 令和8年2月6日（金）14：00～14：15
- 2 場所 県立歴史館 講堂（水戸市緑町2-1-15）
- 3 内容 企画展開会式に先立ち、東京大学史料編纂所長尾上陽介氏と当館館長小野寺俊により基本協定書の調印を行いました。本協定は、史料のデジタル化や講演会・教育活動の共同開催など、学術交流や協力体制の構築を推進していくための基本協定となります。



▲協定書を掲げる小野寺館長（左）と尾上所長（右）

【企画展開会式】（別紙2 当日資料）

- 1 日時 令和8年2月6日（金）14：15～15：00
- 2 場所 県立歴史館 講堂・ホール（水戸市緑町2-1-15）
- 3 内容 式典では共同開催による各主催者を代表して柳橋常喜教育長、佐藤健二東京大学副学長の挨拶があり、展覧会の見どころ紹介も行われました。その後ホールに移動して企画展のテープカットが行われました。来賓も含め85名の方の出席がありました。



▲テープカットセレモニーの様子

【本資料についてのお問い合わせ先】

県立歴史館 管理部教育普及課 根本、長洲

TEL 029-225-4425 E-mail : daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp

茨城県立歴史館と国立大学法人東京大学（史料編纂所）との
学術交流・協力に関する基本協定締結式 次第

日時 令和8年2月6日（金） 14：00～

場所 茨城県立歴史館 講堂

1 開会

2 出席者紹介

3 協定の趣旨説明

4 協定書調印

茨城県立歴史館 館長

小野寺 俊

東京大学史料編纂所 所長

尾上 陽介

5 写真撮影

6 閉会

茨城県立歴史館と国立大学法人東京大学（史料編纂所）との 学術交流・協力に関する基本協定書

茨城県立歴史館（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）とは、相互の学術交流・協力を推進することにより、学術研究及び社会の発展に貢献するために、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の史料編纂所が相互に協力し、史料の保存・活用・公開を通じて学術研究の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的とする。

（学術交流・協力事項）

第2条 本協定による学術交流・協力事項は、次のとおりとする。

- （1）史料の収集・保存・複製・デジタル化
- （2）展示・講演会・教育活動の共同開催
- （3）その他本協定の目的のために甲及び乙が必要と認める活動

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的内容を定めるため、必要に応じて本協定に基づく個別協定等を締結するものとする。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了前に、甲及び乙による合意があった場合は、本協定を1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

3 本協定の有効期間中であっても、甲及び乙による合意があった場合は、本協定を改定又は終了することができる。但し、終了時に現に存在する第2条第2項の規定に基づき締結された個別協定等との関係では、本協定の効力は存続するものとする。

（誠実協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

企画展

「史料を集め、伝え、そして編む―東京大学史料編纂所の過去と現在―」

開会式次第

期日：令和8年2月6日（金）

場所：茨城県立歴史館講堂

I 協定締結式 午後2時00分～

II 開会式 午後2時15分～

・主催者挨拶 茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

東京大学執行役・副学長 佐藤 健二

・館長挨拶 茨城県立歴史館長 小野寺 俊

東京大学史料編纂所長 尾上 陽介

・来賓紹介

・展覧会見どころ紹介

茨城県立歴史館 首席研究員 山縣 創明

III テープカット 午後2時50分～

IV 企画展「史料を集め、伝え、そして編む―東京大学史料編纂所の過去と現在―」内覧

午後3時00分～